

# 栃木市歴史的町並み景観形成補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第134号

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市歴史的町並み景観形成補助金（以下「補助金」という。）については、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、栃木市歴史的町並み景観形成要綱（平成22年栃木市告示第100号）に基づき、歴史的町並み景観形成に係る修景工事等（以下「修景工事等」という。）の経費の一部を補助することにより、歴史的町並み景観形成を促進するため交付するものとする。

(補助対象及び補助金)

第3条 補助の対象となる修景工事等及び補助金額は、歴史的町並み景観形成補助基準（別表）によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額の算定に10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、歴史的町並み景観形成補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、これを審査し、補助金の交付額を決定し、その旨を歴史的町並み景観形成補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の目的を達成するため必要と認めるときは、条件及び指示を付すものとする。

(申請事項の変更)

第6条 申請者が、申請書に記載した事項を変更しようとするときは、事業内容変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、承認を受けるものとする。

(事業完了の届出)

第7条 申請者は、事業が完了をしたときは、速やかに歴史的町並み景観形成補助事業完了届（別記様式第4号。以下「完了届」という。）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により完了届を受け、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 交付条件その他市長の指示に従わないとき。

(補助金交付建造物等の制限等)

第10条 この告示に定める補助金の交付は、同一建造物及び景観形成重要工作物に対しては保守期間につき1回限りとし、補助金の交付を受けた建造物及び景観形成重要工作物は、保守及び保全に努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、歴史的建造物及び町並み保存建造物における建造物自体の保存のため緊急措置に係る経費の補助については、1回限りとする。

(補助金交付建造物等の保守期間)

第11条 補助金の交付を受けた建造物及び景観形成重要工作物の保守期間は、15年とする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、合併前の栃木市歴史的町並み景観形成補助金交付要綱(平成2年4月1日栃木市補助金要綱。以下「合併前の要綱」という。)の規定により交付決定を受けた補助金については、なお合併前の要綱の例による。

3 前項の規定によるほか、この告示の施行の日の前日までに、合併前の要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成27年告示第131号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の栃木市歴史的町並み景観形成補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた栃木市歴史的町並み景観形成補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成28年告示第134号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

歴史的町並み景観形成補助基準

補助内容		補助率	限度額
歴史的建造物 (建築物単体)	(1) 外観を修景基準及び景観形成基準により修景又は保全する経費 (2) 保存上構造的な修理が必要となる場合はその経費	2 / 3	万円 300
	建造物自体の保存のため緊急措置に係る経費	2 / 3	100
非歴史的建造物 (建築物単体)	ファサードを修景基準及び景観形成基準により修景又は保全する経費	1 / 3	100
建築物の付帯工作物及び景観形成重要工作物	門、塀、日除け等の外観を修景基準及び景観形成基準により修景する経費	2 / 3	100
	構造物保全のため必要となる防火設備を設置する経費	2 / 3	30
	修景上必要な物件の移転、除去及び復旧する経費	2 / 3	10
町並み保存建造物 (建築物単体)	建造物自体の保存のため緊急措置に係る経費	1 / 2	50
景観ブロック内に連担する3棟以上が補助事業を行う場合に限り、次の一体的事業の経費 (1) 前庭の処理 建造物の復元や後退による前庭空間を歩道と一体となる舗装、調度品等を設置する経費 (2) ファサードや工作物のデザイン経費 景観ブロックのファサードや日除け、看板等の工作物デザイン経費 (3) 蔵等紹介のプレートの設置 景観ブロックの各建造物の由来や特徴を示すプレートの設置の経費 (4) 自動販売機の修景 自動販売機を設置する場合、その修景を行う経費 (5) その他市長が特に認めるもの	歴史的建造物 3 / 10	90	
	非歴史的建造物 3 / 10	30	